

道路除排雪業務委託特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、岩手県が公募により実施する道路除排雪業務（以下「業務委託」という。）に適用する。

(用語の定義)

第2条 この仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 岩手県除雪管理システム（以下「システム」という。）

委託契約を締結した者（以下「受注者」という。）がインターネットを利用して、パソコン又は携帯電話で、稼働除雪機械名、稼働時間、除雪路線及び機械台数を報告し、除雪作業終了後の実績時間の入力を行うことにより、報告書及び請求書の出力を行う次表に掲げる動作環境を備えたシステムをいう。

項目	動作環境
インターネットブラウザ	Microsoft Edge
オペレーティングシステム	Windows 8.1 以上
その他（必要なソフト）	Adobe Acrobat Reader、Microsoft Excel2013 以上

(2) 貸与機械

受注者に岩手県が無償で貸し付ける除雪機械をいう。

(3) 借上機械

受注者が自ら所有する除雪機械（リース機械を含む。）で、岩手県が借り上げるものをいう。

(4) 統括技術者

道路除排雪業務全般を統括する者をいう。

(5) 運転員

車道及び歩道の除雪機械を運転する運転手をいう。

(6) 機械運転資格者基準

共通仕様書(Ⅲ)参考資料の「除雪機械運転員資格基準」をいう。

(7) 道路除雪工

車道除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工の道路上における除雪作業をいう。

(8) 車道除雪工

新雪除雪（初期除雪）、拡幅除雪、路面整正、圧雪処理の除雪作業をいう。

(業務の実施)

第3条 受注者は、別紙1「道路除排雪業務委託内容明細書」及び別紙2「道路除排雪業務委託数量明細書」に記載されている業務について、誠実に実施しなければならない。

2 受注者は、発注者が提供するシステムを使用し、稼働時に「稼働状況入力」から稼働状況内容を入力するものとする。

3 受注者は、発注者が提供するシステムを使用し、原則として作業終了翌々日までに「稼働実績入力」「準備工等実績入力」から稼働実績を入力するものとする。

4 受注者は、システムの使用に際し、動作環境等の問題によりシステムを使用することが困難である場合は、発注者の指示に従い、入力方法を決定するものとする。

(作業時間区分)

第4条 除雪業務における作業時間帯による作業区分は、下表のとおりとする。

作業区分	作業時間帯
昼間作業	8時00分～20時00分 (※ 17:00～20:00は昼間作業の所定時間外とする。)
夜間作業	20時00分～8時00分 (※ 5:00～8:00は夜間作業の所定時間外とする。)

(業務計画)

第5条 受注者は、現地の状況を詳細に把握し、安全かつ迅速な作業が図られるよう土木工事共通仕様書(岩手県県土整備部制定:令和6年4月1日以降適用)に定める施工計画書に準じて業務計画書を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、業務計画書作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 現地の状況把握

- 1) 除雪作業に影響を及ぼすと想定される範囲の積雪量等
- 2) 雪崩発生が想定される箇所や崖地に面した道路路肩等の位置
- 3) 道路施設及び道路附属物の位置

(2) 安全な作業の確保

- 1) 除雪範囲の確認方法
- 2) 除雪作業の具体的実施方法及び作業員の安全教育方策
- 3) 作業中の除雪機械の誘導方法

2 前項の規定に基づく業務計画の作成に際し、雪崩発生の可能性が高い箇所や道路幅員が狭小であることなどから、特に慎重な作業を行う必要がある箇所については、当該箇所での作業手順等を取りまとめ、監督職員に提出するものとする。

(安全管理)

第6条 受注者は、次のとおり作業の安全管理をその責任において行うものとする。

- (1) 作業中の除雪機械への接近注意を促す工夫を行い、事故防止に努めるものとする。
- (2) 除雪作業中は、常に安全第一の周到な注意が払われるよう、受注者は、作業員に安全知識を周知徹底するものとする。

2 受注者は、対人賠償保険無制限、対物賠償保険無制限及び搭乗者保険5百万円以上(免責なし)の任意保険に加入するものとし、保険契約関係書類の写しを監督職員に提出しなければならない。

(機械の貸付)

第7条 発注者は、受注者の業務の実施のため、別に定める建設機械貸付要領により、除雪機械を貸し付けるものとする。なお、特記仕様書に定める様式第1号、様式第5号を提出することにより、

建設機械貸付要領様式5、様式6の提出は省略するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により貸付けを受けた貸与機械を善良な管理者の注意をもって維持管理するとともに、業務以外の用途に供してはならない。

(統括技術者の配置)

第8条 受注者は、次の(1)又は(2)の条件を満たす者を、統括技術者として配置するものとする。

- (1) 過去5か年以内に、岩手県が発注した道路除排雪業務に次のいずれかの作業形態に従事したことがあること。

ア 運転員

イ 連絡員(発注者からの指示又は連絡を受け、運転員に作業指示又は連絡を行う者)

- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号イ、ロ又はハに該当すること。

(運転員に係る届出等)

第9条 受注者は、契約締結後、速やかに除雪機械運転資格者基準により除雪機械運転員を選任し、建設機械運転員届を作成の上、監督職員に提出しなければならない。

- 2 前項の届出には、運転免許証及び除雪講習の受講証の写しを添付しなければならない。
- 3 運転員は、統括技術者を兼ねることができるものとする。

(作業状況等の報告)

第10条 受注者は、除雪作業に着手後、除雪状況(進度や積雪深)を日報に記録するものとし、監督職員の求めに応じてその都度提出するものとする。

(除雪作業の完了報告及び完了確認)

第11条 受注者は、除雪作業が完了したときは、除雪システムにより発注者に報告するとともに、速やかに道路除排雪業務完了報告書を発注者に提出し、その完了確認を受けなければならない。

- 2 道路除排雪業務完了報告書は、様式第1号を提出するものとする。
- 3 受注者は、道路除排雪業務完了報告書を提出する場合、施行前及び施行後の状況が分かる写真を添付すること。
- 4 発注者は、前項の規定により道路除排雪業務完了報告書を受け付けた場合は、当該報告書を審査し、必要に応じ実施調査を行い、業務の実施状況が業務内容に適合しないと認めるときは、これに適合させる措置を講じるよう受注者に指示するものとする。
- 6 受注者は、前項の規定による指示に従って措置を講じたときは、その結果を発注者に報告するものとする。

(委託料の請求)

第12条 受注者は、発注者から業務委託の完了確認を受けた後、請求書(様式第4号)に各道路除排雪業務実績調書を添付して、委託料の請求を行うものとする。

- 2 道路除排雪業務実績調書は、次により提出するものとする。

(1) 機械除雪の場合

道路除排雪業務実績調書（様式第5号）

（その他）

第13条 この仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

道路除排雪業務委託数量明細書

種別 機械 除雪

除排雪機械名	規格	台数	運転員の人数	機械区分	当初契約予定数量 (記載数量は、契約後、実績に応じて変更する)				備考	
					単位	昼間		夜間		
						8:00~17:00	17:00~20:00	20:00~5:00		5:00~8:00
除雪ドーザ	クローラ型 15t級	1	1	借上げ	時間	50	0	0	0	
除雪ドーザ	ホイール型 19t級	1	1	貸与	時間	65	0	0	0	
ロータリ除雪車	250PS (180kw級)	1	1	貸与	時間	55	0	0	0	

(注) 1 機械の規格については、当初契約の規格であり、発注者の承諾により変更することができる。
 2 機械除雪の数量は、昼間(8:00~17:00)、(17:00~20:00)及び夜間(20:00~5:00)、(5:00~8:00)に区分し、単位は時間とする。
 3 借上げ機械の場合は、自社又はリース機械とする。

道路除排雪業務完了報告書

住 所
受注者
氏 名

													出動の指示	甲の指示者氏名			
作業年月日	路線名					区間					延長	除排雪機械名	天候	気温			
						～						km					
						～						km					
						～						km					
						～						km					
						～						km					
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20				
	20	21	21	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	所要時間内(8h～5h) 所要時間外(5h～8h)			
運転時間																	
オペ待ち機時間																	
世話役待機時間																	
休憩時間																	
監督名																	
オペレーター																	
降雪深	場所														サービス アワー タコ	メーターの読み	走行距離の読み
	降雪深	cm															
作業内容等			消耗品等補給量	カッティングエッジ	組	A 始業時											
			消耗品等補給量	スカリファイカー爪	本	B 終業時											
			消耗品等補給量	タイヤ	本	C = B - A											
修理又は整備内容等			消耗品等補給量	シャーペン	本	燃料補給量											
							ガソリン	L	軽油	L							
						確認者	職	氏名									

※) 世話役の待機業務は、様式1-1・待機業務(世話役)完了実績調書により報告のこと。

様式第4号

令和 年 月 日

岩手県知事（公所長） へ

受注者 住所

氏名

請求書

次のとおり請求します。

請求金額	金 円 ()
委託業務の名称	
委託業務の実施場 所	
業務委託料	円

前回までの受領済額の内訳

前金払	金 円	第3回	金 円
第1回	金 円		
第2回	金 円	計	金 円

振込先金融機関名

銀行 店 預金 口座番号

本件責任・担当者職氏名・連絡先	
本件責任者職名・氏名	
担当者職名・氏名	
電子メールアドレス	
TEL	
FAX	

※ 押印を省略する場合は、本件責任・担当者職氏名・連絡先を記載すること。

(注) 請求金額欄の()には、請求の別を前金払又は精算払と表示すること。

様式第5号

道路除排雪業務実績調書

住所
受注者
氏名

機械名

月 日	路 線 名	区 間	除雪区分	除雪延長 km	交通確保延長 km	稼働時間 (hr)				摘 要
						昼間作業		夜間作業		
						8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	
計						A	B	C	D	

(注)機械毎に別葉すること。

建設機械貸付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道路除排雪業務及び道路清掃業務（以下「除排雪等業務」という。）の受注者（以下「受注者」という。）に対し建設機械（以下「機械」という。）を貸し付ける場合に必要事項を定めるものとする。

(貸付の範囲)

第2条 広域振興局長（以下「局長」という。）は、除排雪等業務を実施するに当たり必要があると認めるときは、機械を受注者に貸し付けるものとする。

(貸付料)

第3条 機械の貸付料は、無償とする。

(借受の申請)

第4条 受注者は、機械を借り受けようとするときは、建設機械借受申請書（様式1）を局長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第5条 局長は、前条の申請を適当と認めるときは、速やかに貸付を決定し、建設機械貸付通知書（様式2）を交付するものとする。

(貸付の条件)

第6条 機械は、次の各号に掲げる条件を付して貸し付けるものとする。

- (1) 定期整備に係る費用以外の次の各号に掲げる費用を、受注者が負担すること。
 - ア 日常の点検整備、修理及び運転に係る一切の経費
 - イ 機械の引渡しに係る一切の経費
- (2) 日常の整備補修を完全に実施すること。
- (3) 運転、整備に熟練者を充てること。
- (4) 機械を、第三者に転貸し、又は除排雪等業務以外に使用しないこと。
- (5) 機械の運行によって第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

(機械の引渡)

第7条 局長から受注者への機械の引渡しの際は、局長は物品取扱員及び監督員を、受注者は管理責任者及び運転者をそれぞれ立ち合わせ、建設機械機能現況確認書（様式3）により整備状況をそれぞれ確認するものとする。

2 前項の建設機械機能現況確認書は2部作成し、各立会人が署名のうえ各々1部保有するものとする。

3 局長は、機械を引渡したときは、建設機械受領書（様式4）を受注者から提出させなければ

ならない。

(日報・月報)

第8条 受注者は、前条により引渡しを受けた機械について、機械ごとに建設機械運転日報(様式5)を作成しなければならない。また、翌月〇〇日までに建設機械使用実績月報(様式6)を局長に提出しなければならない。

(事故報告)

第9条 受注者は、第7条で引渡しを受けた機械に事故があったときは、受注者は建設機械事故報告書(様式7)を速やかに局長に提出し、その後の指示を受けなければならない。

(期間の延長)

第10条 受注者は、機械の借受期間を延長しようとするときは、局長に建設機械借受期間延長申請書(様式8)を提出しなければならない。

2 局長は、前項の申請があったときは、その内容を調査し、延長を認めたときは受注者に建設機械貸受期間延長承認書(様式9)により通知するとともに必要事項を指示するものとする。

(機械の返納)

第11条 局長は、受注者から機械を返納されるときは、建設機械返納書(様式10)を提出させなければならない。

2 局長は、機械を受領したときは、建設機械受領書(様式11)を交付するものとする。

3 機械の返納の立会い及び確認方法は、第7条第1項及び第2項を準用するものとする。

4 局長は、返納の際、第7条の機械の引渡しの時と性能が異なると認めたときは、受注者に整備させた後に返納を受けるものとする。

様式1

令和 年 月 日

広域振興局長 様

申請者 住所

氏名

建設機械借受申請書

記

1 機械及び種別

機械名

形式

管理番号

登録番号

2 借受目的

3 借受期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

注) 委託契約書の写しを添付すること。

令和 年 月 日

様

広域振興局長

建設機械貸付通知書

建設機械を、下記のとおり貸付します。

記

事業名				
機械名	型 式	管理番号	登録番号	貸付期間
引渡年月日	令和 年 月 日		引渡場所	
貸付条件	<p>1 定期整備に係る費用以外の次の費用を負担すること。</p> <p>(1) 日常の点検整備、修理及び運転に係る一切の経費</p> <p>(2) 機械の引渡しに係る一切の経費</p> <p>2 日常の整備補修を完全に実施すること。</p> <p>3 運転・整備に熟練者を充てること。</p> <p>4 機械を第三者に転貸し、又は道路除排雪業務若しくは道路維持補修業務以外に使用しないこと。</p> <p>5 機械の運行によって第三者に被害を与えたときは、その損害を賠償すること。</p>			

建設機械機能現況確認書

機 械 名	型 式	管 理 番 号	登 録 番 号	確 認 年 月 日
確 認 の 場 所		事 業 名		
項 目		状 況		備 考
アワーメーター又は	引			
走行距離計の読み	返			
原動機	エンジン、モーター			
動力伝動装置	クラッチトルコン、 変速機減速機等			
走行装置	ホイール、ブレーキ等			
電気装置	発電、受電、 蓄電、 発明、警報			
計器制御	メータ、レバー類			
作業装置				
土木部	物品取扱員		監督員	
受託人	管理責任者		運転者	

様式4

令和 年 月 日

広域振興局長

様

受注者

建設機械受領書

下記のとおり受領しました。

事業名				
機械名	型式	管理番号	登録番号	貸付期間
引渡し年月日	令和 年 月 日	引渡し場所		
現場における管理責任者氏名		運転者氏名 (年 月 日生)		
資格の名称	取得年月日		免許証の番号	

建設機械運転日報

令和 年 月 日
 天候 気温

監督員名
 作業員名

路線名 _____

機械名 _____

区分	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	
運転時間														
整備時間														
休止時間														
作業内容等						区分	サービス アワーメーター の読み タコメーター					走行距離 の読み		
						A 始業時								
						B 終業時								
						C = B - A						(時)		
修理又は整備内容等						燃料等補給量								
						ガソリン								
						軽油								
						潤滑油								
						作業油								
						エンジン油(交換)								
						エンジン油(補充)								

							合計	摘要
路線名								
作業	実施区間 自							
	至							
	作業の内容							
	走行延キロ数(km)							
消費燃料等	稼働時間 (h)							
	軽油							
	ガソリン(ℓ)							
	グリ							
モーター								
機械修理状況								
備考								

建設機械使用実績月報

							機 械 名			
月 日	路線名	区間	区分	分類	除雪延長 km (交通確保延長 km)	除排雪機械	稼働時間数(h)	金額	摘要	

(注) ()の欄は道路除排雪業務のみ記入すること。機械毎に別葉とすること。

様式7

令和 年 月 日

広域振興局長

様

受注者

建設機械事故報告書

下記のとおり事故があったので報告します。

事業名				
機械名	型式	管理番号	登録番号	貸付期間
				自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
事故発生年月日	令和 年 月 日			
事故発生時の状況				
機械の破損状況 (写真添付)				
監督員の意見				
	監督員			

広域振興局長

様

受注者

建設機械借受期間延長申請書

下記理由により使用期間の延長を申請します。

事業名				
機械名	型式	管理番号	登録番号	摘要
当初貸付期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	延長期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
延長理由				
監督員の意見				
	監督員			

様

広域振興局長

建設機械借受期間延長承認書

下記のとおり期間延長を承認します。

記

事業名						
機械名	型式	管理番号		登録番号		
当初貸付期間	自 令和 年 月 日	延長期間	自 令和 年 月 日			
	至 令和 年 月 日		至 令和 年 月 日			
指示事項						

様式10

令和 年 月 日

広域振興局長

様

受注者

建設機械返納書

下記機械を返納します。

記

事業名				
機械名	型式	管理番号	登録番号	貸付期間
				自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
引渡し年月日	令和 年 月 日	引渡し場所	郡 町 市 村	
摘要				

令和 年 月 日 号 外

様

広域振興局長

建設機械受領書

下記のとおり受領しました。

記

事業名				
機械名	型式	管理番号	登録番号	貸付期間
				自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
引渡し年月日	令和 年 月 日		受領場所	郡 町 市 村
摘要				

岩手県道路除排雪業務委託に係る
特定共同企業体試行要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県が発注する道路除排雪業務委託に係る特定共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2 この要綱の対象とする業務は、次に掲げる広域振興局土木部等の道路除排雪業務とする。

- (1) 盛岡広域振興局土木部
- (2) 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- (3) 県南広域振興局土木部
- (4) 県南広域振興局土木部花巻土木センター
- (5) 県南広域振興局土木部遠野土木センター
- (6) 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (7) 県南広域振興局土木部一関土木センター
- (8) 県南広域振興局土木部千厩土木センター
- (9) 沿岸広域振興局土木部
- (10) 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (11) 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (12) 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (13) 県北広域振興局土木部
- (14) 県北広域振興局土木部二戸土木センター

(特定共同企業体の運営形態)

第3 特定共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で、一体となって業務を共同遂行する方式とする。

(構成員数)

第4 特定共同企業体の構成員数は、地域の実情に応じ円滑な共同履行が確保できる数とする。

(構成員の組合せ)

第5 特定共同企業体の構成員の組合せは、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす者の組合せとする。

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）

イ 公示時において岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、公示時において岩手県から庁舎等管理業務に係る指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていないこと。

ウ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で

ないこと。

オ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

カ 令和5・6年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の土木工事若しくは舗装工事に登録されている者又は令和4年度・5年度・6年度庁舎等管理業務競争入札参加者名簿に清掃（道路・公園等）の資格者として登載されている者であること。

(2) 業務執行体制に関する要件

次に掲げるいずれかの条件を満たすこと。

(ア) 当該業務委託箇所の存する市町村（公募を実施する広域振興局土木部等の管内に限る）に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条における経營業務の管理責任者を置く営業所をいう。）を有すること。

(イ) 当該業務委託箇所内において、過去5か年以内（公示日から起算して5か年以内とする。以下同じ。）に元請（共同企業体の構成員として受注した場合を含む。以下同じ。）として岩手県が発注した道路除排雪業務の実績を有すること。

(3) 業務実績に関する要件

過去5か年以内に元請として次に掲げるいずれかの業務又は工事の実績を有する者

ア 岩手県が発注した岩手県が管理する道路の次に掲げるいずれかの維持修繕業務

(ア) 道路維持修繕業務（全面委託業務）

(イ) 路面損傷復旧業務（パッチング業務）

(ウ) 道路除排雪業務

イ 国土交通省が発注した岩手県内の国土交通省が管理する道路の維持修繕業務又は維持修繕工事（アに掲げる業務に類似する業務又は工事）

ウ 岩手県内の市町村が発注した当該市町村が管理する道路の除排雪業務又は除排雪工事

（出資比率）

第6 特定共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。

（代表者要件）

第7 特定共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち出資比率が最大である者とする。

（結成方法）

第8 特定共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（提出書類）

第9 特定共同企業体が入札に参加しようとする場合は、別に定める道路除排雪業務特定共同企業体協定書を提出するものとする。

2 一の業者が構成員となることができる共同企業体の数は、一契約につき一とする。

（共同企業体編成表）

第10 落札した特定共同企業体は、委託契約締結後、速やかに別に定める特定共同企業体編成表を提出しなければならない。

附 則（平成21年8月3日道環第114号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成21年8月3日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附 則（平成22年8月9日道環第109号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成22年8月9日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附 則（平成23年8月1日道環第77号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成23年8月1日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附 則（平成24年7月27日道環第114号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成24年7月27日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附 則（平成25年8月7日道環第124号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成25年8月7日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附 則（平成26年8月7日道環第126号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成26年8月7日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附 則（平成27年8月20日道環第118号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成27年8月20日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附 則（平成28年8月31日道環第164号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成28年8月31日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附 則（平成29年9月5日道環第130号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成29年9月5日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附 則（平成30年9月6日道環第233号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、平成30年9月6日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附 則（令和元年8月21日道環第105号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、令和元年8月21日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附 則（令和2年8月20日道環第158号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、令和2年8月20日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附 則（令和3年8月30日道環第220号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、令和3年8月30日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附 則（令和4年9月5日道環第197号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、令和4年9月5日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附 則（令和5年8月30日道環第152号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、令和5年8月30日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

附 則（令和6年9月6日道環第229号）

この要綱による特定共同企業体の結成は、令和6年9月6日以降に行う道路除排雪業務から適用するものとする。

道路除排雪業務特定共同企業体協定書（案）

（目的）

第1条 当企業体は、岩手県道路除排雪業務（以下「業務」という。）を共同遂行することを目的とする。

（名称）

第2条 当企業体は、〇〇特定共同企業体と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体の事務所は、
番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受注することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号

代表者

所在地

商号

代表者

所在地

商号

代表者

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表して、岩手県と折衝する権限及び自己の名義をもって、入札書及び見積内訳明細書の提出、受注代金（部分払い金を含む。）の請求及び受領並びに当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資比率）

第8条 各構成員の出資比率は、次のとおりとし、業務に係る岩手県との契約内容に変更又は増減があつても、構成員の出資比率は変わらないものとする。

〇〇株式会社 %

〇〇株式会社 %

〇〇株式会社 %

2 金銭以外の出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の遂行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、代表者の名義により設けられた
別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務の完了時に決算するものとする。

(利益の配当比率)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資比率により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資比率により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、岩手県及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務期間途中において脱退したもの（以下「脱退構成員」という。）がある場合においては、残存構成員が連帯して業務を完了する。

3 脱退構成員があるときは、残存構成員の出資比率は、脱退構成員が脱退前に有していた出資比率を残存構成員の出資比率により分割し、これを第8条に規定する出資比率に加えた比率とする。

4 脱退構成員への出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退構成員の出資金から脱退構成員が脱退しなかったとした場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合には、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(業務期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務期間途中において破産又は解散した場合には、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、業務につきかしがあったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外 者は、上記のとおり 特定共同企業体協定を締結したので、
その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地
商号
代表者

印

所在地
商号
代表者

印

所在地
商号
代表者

印